

審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名：確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項：第13条第1項
処 分 の 概 要：駐車監視員資格者証の書換え交付
原権者（委任先）：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第13条第3項（駐車監視員資格者証用写真の添付）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：大分県警察本部交通部交通指導課
問 合 せ 先：大分県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 （電話 097-536-2131）
備 考：